

# 青 子どもの未来を守る 青少年育成指導員とは

問 コミュニティ推進課

TEL 06-6992-1520

皆さん、守口地域全体で活動されている「青少年育成指導員」はご存じでしょうか。

青少年育成指導員とは、将来の担い手である子どもたちが健全にすくすくと育つことができる環境・地域社会を、さまざまな角度から維持・創出している方々のことを示します。地域の活性化にとっては不可欠な存在です。

具体的な活動としては、子どもたちの地域間交流などを目的とした、「守口市こどもまつり」や「子ども会親善スポーツ大会(キックベース)」、「子ども会駅伝競走大会」などを実施しています。また、子どもたちの安全を守るために、学校の長期休暇の際には各地域でパトロールを行うなど、多種多様にわたり事業を展開しています。

将来の子どもたちのために、共に地域社会を元気づけていきませんか。少しでも興味のある人は、問い合わせください。



守口市こどもまつり



子ども会親善スポーツ大会(キックベース)

# 通 ~高齢者の皆さん!年だから仕方がないと思いませんか?~ 通所型サービスC(短期集中型)で元気アップ

問 くすのき広域連合守口支所(高齢介護課)

TEL 06-6992-2180

通所型サービスC(短期集中型)とは、筋力低下などにより日常生活が大変になった高齢者を対象に、元気を取り戻すため、リハビリ専門職などがサポートをしながら一人ひとりにあった運動プログラムが受けられるサービスです。栄養のとり方や口腔ケアを学ぶことができます。

## 通所型サービスCを利用できる人

- ①要支援1・2に認定された人
- ②要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」により対象者に該当した人

利用期間 3カ月

※プログラムは週1回 約2時間

※悩みが改善しない場合は最大3カ月延長する場合あり

※プログラム1回につき300円

※延長した場合は4カ月目から1回500円

## Kさんが通っていた寺方老人保健施設ラガール 理学療法士 福永さんより一言

通所型サービスCを始める際、膝関節痛を軽減させたい、電車で出かけた、減量したいとの要望がありました。みんなで声をかけあい楽しみながら運動し、自宅での自主トレも習慣化しました。3カ月後、2kg減量し膝関節痛は消失、バスに乗って出かけることも可能となりました。

通所型サービスCの利用を希望する人は地域包括支援センターへ

### 守口市地域包括支援センター

相談先	小学校区担当地区
守口第1地域包括支援センター TEL 06-6904-8900	よつば(旧大久保・旧東)・梶・藤田・八雲東(大日東町1番~10番)
守口第2地域包括支援センター TEL 06-4393-8401	庭窪・金田・佐太
守口第3地域包括支援センター TEL 06-6908-2808	八雲・下島
守口第4地域包括支援センター TEL 06-4250-7878	守口・八雲東(大日東町1番~10番を除く)・さつき(旧滝井)
守口第5地域包括支援センター TEL 06-6992-1180	さつき(旧春日)・さくら(旧三郷・旧橋波)
守口第6地域包括支援センター TEL 06-6997-3336	寺方南(旧寺方・旧南)・錦

## 通所型サービスCを卒業した皆さんの声

守口市 Kさん(68歳)

通所型サービスCに通ってから歩くスピードが速くなり、立ち座りや階段の上り下りもしやすくなりました。何より気持ちが前向きになり、家と近所の公園の行き来しかなかった生活から、バスに乗っているところに出かけるまでになりました。



## ~守口市かつらぎ町都市交流会~ 友好都市でいちご狩り・木工体験しよう!

市内在住の  
小学1~3年生  
とその保護者  
対象!

**3/10日**  
7:30  
守口市役所集合

募集期間 1月15日(月)~26日(金)  
申込方法 対象児童と保護者による4人までのグループで申し込み(保護者1人につき児童2人まで)  
募集定員 40人以内(募集多数の場合は抽選)  
参加費 対象児童1人当たり2,000円  
保護者1人当たり3,000円

いちご狩り  
木工体験

問 地域振興課 TEL 06-6992-1516

マオンライン申し込み  
マ詳細はコチラ

世界遺産 丹生都比売神社

# 守口市おでかけ応援商品券の利用期間は 2月29日(木)までです!!!

問 守口市おでかけ応援商品券事務局

TEL 06-7777-2701

守口市おでかけ応援商品券の利用期間は、**2月29日(木)まで**です。

手元に商品券が残っている人は早めに利用してください。

注 引換券での無料引き換えは令和5年12月28日で終了しました。

手元に下記の引換券を持っている人は、事務局まで問い合わせください。

利用期間

**2月29日(木)まで**

この期間を過ぎると  
使用できません!

商品券取扱店の皆さんへ

使用済み商品券の換金については、必ず期限までにおでかけ応援商品券事務局または、指定する取扱金融機関へ持参ください。

※換金期間を過ぎても換金は一切応じることができません。

換金期間

**3月7日(木)まで**

取扱店舗一覧

